

イベント実施における表示物に対する建設局からの指摘について（報告）

1. 経緯

- ・11月18日 協議を経て、12/28JRA 啓発イベントについての申請が受理された
- ・12月8日 協議を経て、12/25 マルイ前アイドルイベントについて申請提出
(確認事項ありのため、受理待ちの状態)
- ・12月10日 12/25 マルイ前アイドルイベントにおける放映物・掲示物、及び12/28JRA 啓発イベントのモニター放映について、屋外広告物に該当するためモニター設置を是正するよう、大阪市建設局管理課（広告担当）より指摘があった。

2. 建設局からの指摘内容

- ・道路空間から視認できるものは「屋外広告物」に該当する為、デジタルサイネージと同じく、現在の運用では道路上における動画放映は不可
- ・屋外広告物に該当しないためには、目隠しを施し、イベント会場外から動画を視認できないようにする必要がある。
- ・大型表示物（7㎡以上のもの）については、屋外広告物のルールに基づき、屋外広告物許可申請が必要である

<準備委員会としての反論>

過去に大阪市建設局（屋外広告物担当）が出席の会議にて、『屋外広告物とは「屋外で公衆に表示されるもの」と規定されている。イベントエリア内で設置されるものについてはイベントに会場される方向けに設置されるものであり、常時又は一定期間継続して公衆に対して表示しているものではないため、屋外広告物の規制対象外である』という旨の議事録が残っている。（広告にあたらなため、イベント内で動画放映も大型表示物設置も可能の認識）

※これまで2年間にイベント内の表示物やモニターが広告にあたるという指摘は一度も無かった

3. 対処

- ・12/25 マルイ前イベントは、テントを設置し、その中で動画放映する方向で申請受理
- ・12/28 J R A 啓発イベントは、広場南側に目隠しを設置し、動画が広場外を通行される方に見えないような設えとし、申請受理
- ・上記については過去と今回でなぜ異なる運用となったのかを計画調整局と連携し、建設局（管理課）へ文書で回答を求める予定で調整中。

以上